

レラル、様致度
記
軍事基地其他ノ諸便宜供與方ニ關スル帝國政府今回ノ申入レハ帝國ノ自存權ト大東亞圈ニ於ケル帝國ノ立場ノ擁護上實ニ已ムヲ得ザルニ出ヅルモノナリ
而シテ佛印領土ノ保全及主權ノ尊重ニ關スル嚴肅ナル國際取極ニ依リ生ズル帝國ノ責動ハ飽ク迄之ヲ嚴守スル覺悟ニシテ、寸毫ト

日本標準規格 B5) 1,7.0.0-14 154

大臣 次官 歐亞局長 並衛総理

電送第 26238 號

南洋局長 齋藤 主任 第一課長

在「ワシイー」 加藤 大使

發 松岡 大臣

昭和二十七年七月七日 起草

12 98

電信課長

發電係

極秘 第二十八〇號 (總長符号) 報

本木閣下個人的「メツセイジ」トシテ「ベタン」元帥ニ左記御傳達アリタシ、尤モ責任國事情ニ依リ「ダルラン」副首席ヲ經由スベキモノナル場合ニ於テモ、ナルベク「ベ」首相ニ直接會見申入

日本標準規格 B5) 1,7.0.0-14 153

REEL No. A-1077

0090

電 信 案

外 務 省

虚心<sup>坦</sup>懷我申入レヲ快諾セラレンコトヲ切望シテ已マズ、

本大臣ハ常ニ閣下ヲ尊敬シ閣下ノ明察<sup>確</sup>斷ニ信賴スルカ故ニ直接

閣下ニ訴フル次第ナリ

(日本標準規格B5)

S 1,7,0.0-14

156

電 信 案

外 務 省

雖モ之ヲ避ケントスルモノニ非ザルハ申ス迄モナキコトナリ

否寧ロ佛國トノ固キ提携ト佛印ニ於ケル日佛共同防衛ニ依リ此責

務<sup>務</sup>ヲ完全ニ果サント欲スルモノナリニシテ

南方ニ於ケル現實ノ情勢ハ最早右申入レノ遷延ヲ許サザルニ至ラ

シメタリ

右帝國政府ノ眞意ト此間ノ事情トヲ御洞察相成世界動亂ノ大局ニ

着眼セラレ我政府ノ眞意ニ些カノ疑念ヲモ差挾マル、コトナク、

(日本標準規格B5)

S 1,7,0.0-14

155

外機密

昭和16 五四八五三 (暗)

廣東 七月十二日後發  
本省 十二日後着

松岡外務大臣  
高津總領事

第二五三號 (外機密、館長符號扱)

往電第二五二號ニ關シ

其ノ後軍側及軍側關係者ヨリ湯谷ノ関込ヲ綜合スルニ左ノ通り

(一)日佛印通商條約ハ事實上佛印側ノ空手形(邦人ノ佛印内地旅行

ニ對シ旅券ノ提示ヲ求メ内國民待遇ヲ拒否シ米弗決濟ヲ要求シ

正金ト佛印銀行トノ相互勘定制度ヲ破壊シ又ハ碎米ノ故意的製

造ニ依リ日本向佛印米ノ受渡シ拒否等)ニ終リ西貢ニ於ケルア

ゴール派ノ勢力ハ英米ノ暗躍ト共ニ益々増大シ佛印内ノ反日

電信寫

傾向ハ愈々顯著トナル等佛印ノ事態相當逼迫セルモノアリ

(二)本月初メヨリ當地ハ佛印進駐部隊ノ基地トナリ軍司令部ハ南支

軍ヨリノ佛印進駐部隊ノ編成(從テ當地殘留部隊モ再編成セラ

ル)物資ノ買付資金ノ準備(本年二月頃決定セル南支軍系統中

ニ七月作戦經費トシテ二千萬圓(月間經費五百萬圓見當)計上

シ居ル外軍票 ロコウ 券百四十萬圓及佛印貨四百萬「ペン」ノ準

備アリ一等進駐準備ニ忙殺セラレ居リ

(三)南支軍飛行部隊ハ大部分既ニ南方基地ニ向ヒ退縮ニハ認ニ飛行

場四箇所又福州駐屯中川兵團ノ一部(相當機械化セル由)モ進

駐ノ趣ナリ(了)

17.0.0-14

158

17.0.0-14

157

REEL No. A-1077

0092

アジア歴史資料センター

外機密

昭和16 五四八八八 (暗)

廣東 七月十四日後發  
本省 十四日後着

松岡外務大臣

高津總領事

第二五五號 (館長符號扱、外機密)  
往電第二五三號ニ關シ

其ノ後軍備ヨリノ湯谷ノ閑込左ノ通り

(一) 今次ノ全副的練動員ハ内外ニ對シ日本カ時局克服ニ對スル英  
ノ援助ニ對シ見切ヲ付ケ樞軸側ヲ背景トシ獨力之ヲ實行セント  
スル不退轉ノ決意ヲ表明セルモノニシテ應召者ニ對スル宴會又  
有原保松等ハ見送り等ノ儀禮ヲ差控ヘシメタルハ國內人心ニ相當ノ刺戟ヲ  
與ヘ與ニ戰時體制下ニ在ルコトヲ冷靜ニ認識セシムル爲ナリ

電信寫

A700.9-2

有原保松等ハ見送り等ノ儀禮ヲ差控ヘシメタルハ國內人心ニ相當ノ刺戟ヲ與ヘ與ニ戰時體制下ニ在ルコトヲ冷靜ニ認識セシムル爲ナリ

(二) 今回ノ佛印進駐ハ差當リ佛印側ニ對スル重壓トシテ敢行スルモ  
ノナルカ更ニ國際情勢ノ推移ニ即應シテ飛躍的發展ヲ行フコト  
ヲ豫想シ萬全ヲ期シテ行フモノナリ佛印ニ對シテハ進駐ノ建前  
ハ堅持シタキモ事情ノ如何ニ依リテハ實力ヲ以テ之ヲ占領シ後  
軍政ヲ布クコトトナルヘク又佛印進駐ノ次ニ來ルモノハ蘭印ニ  
對スル最後通牒突キ付ケナルカ新嘉坡攻略ニハ海軍側主トシテ  
之ヲ擔當スルコトトナルヘク陸軍トシテハ新嘉坡自衛ニハ一箇  
師團蘭印ニハ二箇師團ヲ派遣スレハ足ルヘク主トシテ飛行隊ハ  
基地新南群島「パラオ」「タイ」國ノ「シンゴラ」葡荷分領「チ  
ムシヨル」佛印) 及潜水艦隊(南洋委任統治領、海南島及佛印)  
ノ活動ニ依リ英米ノ實力援助ヲ排除シ得ヘシ

S 17.0.0-14

160

S 17.0.0-14

159

REEL No. A-1077

0093

アジア歴史資料センター

外機密

（三）今回ノ佛印進駐部隊ハ第二十五軍團トシテ編成セラレ（一軍團ハ四箇師團ヲ以テ成リ外ニ飛行機戰車山砲等ノ特科隊配屬セラ  
ル南支軍ハ第二十三軍團）飯田中將（前電飯田兵團ハ西村部隊  
トナレリ）ニ任セラレ西貢ニ軍司令部ヲ設置スルコトトナリ居  
リ諸般ノ準備整ヒ船舶ノ手當モ了リタル由ニテ最近當地出發ノ  
趣ナリ（了）

電信寫

外機密

昭和16 二〇三二三（暗）  
サイン 七月十四日後發  
本省 十五日後着  
加藤大使  
松岡外務大臣  
第三六三號（至急） 館長符號扱  
貴電第二七三號ニ關シ  
本十四日夕刻「ダラン」副總理ニ會見後發訓令執行ノ豫定向其  
ノ折手交スヘキ我方要求佛文書物爲念別電第三六四號ノ通り  
獨へ轉電セリ

電信寫



外機密

陸海軍  
加藤

昭和16 二〇三二四 (暗) ヴァイソ 七月十四日後發

本省

十五日發着

松岡外務大臣

加藤大使

第三六四號 (至急) 別電) 館長符號極

1. France et Japan s'engagent à coopérer militairement pour  
défense en commun de Indo-Chine Française.

2. A cet effet, Gouvernement français accordera au Japon faculté  
de prendre disposition suivantes:

(A) en VOI en Indo-Chine méridionale du nombre de troupes,  
unités navales et formations aérienne japonaises nécessaires.

(B) utilisation, comme bases aériennes, des huit localités suivantes:  
Stemreap, Phnompenh, Tourane, Nhatrang, Bienhoa, Saigon, Soctranh  
et Kompong trach; comme bases navales, de Saigon et de baie de Camranh;  
aménagements nécessaires y seront apportés par forces japonaises.

(C) ces forces auront toute liberté concernant logement, manoeuvres  
et mouvements. Il leur sera accordé des facilités particulières pour  
accomplissement de leur tâche. Ceci comprend.

Suppression des restrictions prévues par accord Mishara-Martin.

(D) Gouvernement Français fournira aux forces japonaises devises  
dont elles auront besoin; Gouvernement Japonais est prêt à les payer  
selon modalités à établir en commun.

電信寫

外機密

電信寫

5. <sup>(2)</sup> <sup>(3)</sup> Gouvernement Français donnera son accord au dispositif général d'entrée de ces forces. Kodallités de cette entrée feront objet de délibérations entre autorités japonaises sur place et autorités indo-chinoises.

(三) Pour éviter possibilité d'un conflit fortuit, des mesures appropriées, comme éloignement momentané des forces indo-chinoises de proximité des points de débarquement des forces japonaises, seront prises par autorités françaises. (Overl)

外務省

陸地方面

七月十四日午後「グイシー」發、十五日午後本省着  
加藤大使發松岡大臣宛來電第三六四號假譯

「佛國並日本國ハ佛領印度支那ノ共同防衛ノ爲軍事協力の爲スコトヲ約ス」

ニ前記目的ノ爲佛國政府ハ日本國ニ對シ左記措置ヲ取ルノ自由ヲ供與ス

- (1) 必要數ノ日本軍隊、艦隊及空軍編隊ノ南部印度支那ヘノ派遣
- (2) 「シエム・ラップ」、「ブノンベン」、「ツーラス」、「ナトラン」、「ビエン・ホア」、西貢、「ソクトラン」及「コムボ
- ン・トラック」ノ空軍基地トシテノ使用、西貢及「カムラン」
- 灣ノ海軍基地トシテノ使用
- 日本軍ハ前記各地ニ於テ所要ノ裝備ヲ爲スベシ
- (3) 該日本軍ハ居住、演習及行動ニ關シ一切ノ自由ヲ享有スベク其
- 任務ノ遂行ノ爲特別ノ便宜ヲ供與セラルベシ

外務省

(日本標準規格B5)

1.7.0.0-14

166

右ハ西原・「マルタン」協定ニ依リ予見キラレ居ル制限ノ撤廢ヲ包ム

(2) 佛國政府ハ日本軍ノ必要トスル貨物ヲ提供スベシ日本國政府ハ會議ヲ以テ決定セラルベキ方法ニ依リ之ガ支拂ヲ行フノ用意アリ

佛國政府ハ日本軍入國ニ關スル一般的措置ニ對シ同意ヲ與フベシ  
右入國方針ニ就テハ現地日本當局及印度支那當局間ニ於テ協議セラルベシ  
不應ノ紛争ヲ誘起センガ爲佛國當局ハ日本軍上陸地附近ヨリ印度支那兵力ヲ一時撤去スル等適當ノ措置ヲ講ズベシ

外務省

(日本標準規格B5)

1.7.0.0-14

167

REEL No. A-1077

0098

アジア歴史資料センター



極秘

在米 野村大使

松岡外務大臣

シラ

第三十八號（機械部長符號）



一、帝國ハ一兩日中「ヴィシー」政府トノ間ニ開始セラルヘキ商議  
 ニヨリ共同防衛ノ名目ニテ佛印南部ニ海空軍基地ヲ設定スルト  
 同時ニ所要ノ陸海空兵力ヲ駐屯セシムトス右ハ佛側ノ承諾ニ  
 依リ平和的ニ實現スル所存ナルモ佛國不應諾ノ場合ニハ之ヲ強  
 行スルコトニ廟議ノ決定ヲ見タリ

二、現存日米案件キモ抑ラネ米ヲ刺戟スル公算大ナル右措置ニ出テ

カキカシヨキ

七一四

米一

シトスルハ帝國自存自衛上絶対必要トナリ來レル佛印南部ヲ獲  
 得スルタメニシテ佛印南部ヲ基地トシテ更ニ南方ニ進マントス  
 ル次第ニ非ルコト勿論ナリ、即チ英領各地、蘭印及比律賓等最近ノ  
 態度ハ佛印及「タイ」ニ於ケル我方ノ必需物資獲得ノ重要性ヲ  
 愈大ナラシメ之カ確實ナル取得ハ帝國ノ死活問題タルニ至レル  
 ニ英ノ反日的工作ハ愈々露骨トナリ蔣介石トノ軍事的合作ヲ強  
 化「タイ」國ヲ壓迫スル外佛印南部ニ於テモ華僑及「ド、ゴ  
 ル」派ヲ使喚シ佛印南部ニ於ケル我國ノ地位ヲ危殆ニ陥ラシメ  
 次第ニヨリテハ「シリヤ」ノ如キ事態ヲ惹起セントスル傾向現  
 取セララルニ至レリ況ヤ南方ニ於ケル英米蘭ノ合作ニ加ヘテ最



近ハ米空軍對支積極的進出若ハ英支同盟ノ如キコト傳ヘラレ英  
米蘭支ニ依ル我國包圍ノ態勢益々強化サレ將來蘇聯トモ結ビツ  
キテ對日攻勢ニ出ツル可能性スラアリ斯様ノ事態ニ備フルタメ  
ニモ本措置ハ實ニ帝國ノ自衛上之以上ノ遲延ヲ許ササル次第ナ  
リ  
三、右ハ貴大使限リノ御舎々迄ニ申進ス本措置ニ關聯シ英米特ニ米  
側トノ摩擦ハ出來得ル限リ避ケタキ意圖ナルノミナラス該措置  
ニヨリ佛印南部ヲ近接地方ニ對スル武力進出ノ基點ナラシムル  
カ如キ意ナキノミナラス帝國政府トシテカカル措置ヲ此際講シ  
置クコトカ變テ帝國ノ佛印ノ領土權保證ノ實ヲ確保シ且即テ關

印、英領「マレー」方面ト衝突ヲ豫防スル所以ナリト信スル次  
第ナリ  
萬一<sup>英</sup>側ヨリ本件ニ關シ負問アル際ハ本措置ヲ必要トセル前記客  
觀的事實ヲ貴大使推測トシテ述ヘラレ且「帝國政府ヨリハ何等報  
道ナキモ貴大使限リノ推定トシテハ有リ得ルコトナリ但シ右報  
コトアリトモ帝國政府カ佛印ノ領土主權ハ他迄之ヲ尊重シ其ノ内  
政ニ關與セサルヘキハ帝國從來ノ態度ニ鑑ミ確言シ得ル所ナリ」  
ト應酬シ置カレタク追テ武力行使及ヒ其ノ時日決定ノ場合トモナ  
ラハ<sup>英</sup>側ニ東京又ハ貴地ニ於テ正式申入レノ要アルニ至ルヘキヤ  
ニモ考ヘ居レリ其ノ際ハ別ニ申入レノ「テキスト」電報スヘシ

英ニ對シテ  
（ア）

機密

電 信 案	外 務 省	ル地 圖 最 近 便 ニ 托 送 アリ タ シ	重 九 七 モ ノ 至 急 回 電 ヲ 上 詳 細 標 識 ヲ 附 シ タ ル	西 貢 附 近 ニ 於 ケ ル オ 三 國 權 益 ノ 主 ト シ テ 英 米 ノ	暗 平 路	電送第 26310 號	主管 南洋局長
						昭和十六年七月十四日	主任 第二課長
						件名 宛	電信課長
						西貢、 荖田總領事	發電係
						西貢附近ノオ三國權益 査報方ノ件	昭 和 十 六 年 七 月 十 四 日 起 草
						第一五三號	記録係
						至急	14 60
						松 三 方 臣	

(日本標準規格B5) 1.7.0.0-14 173

外務省

第二課

極秘

電報

第九六八號

泰國公使館附武官

若シ萬一將來南部佛印進駐ヲ實施セララルコトアル場合ニ於テハ其ノ進駐形式ノ如何ヲ問ハズ泰國ヲシテ暫ク表面上(露正中立)更ニ極言セバ表面上却ツテ反日的態度ヲ裝ハシムルヲ大局上存利ト觀察ス、詳細ニ關シテハ書類ヲ以テ具申ス

南洋局長  
要領文

(終)

1.7.0.0-14

172

極秘

在米 野村大使

第三六八號

一、帝國ハ一兩日中「ヴィシー」政府トノ間ニ開始セララルヘキ商議ニ  
 ヨリ共同防衛ノ名目ニテ佛印南部ニ海空軍基地ヲ設定スルト同時  
 ニ所要ノ陸海空兵力ヲ駐屯セシメムトス右ハ佛側ノ承諾ニ依リ平  
 和的ニ實現スル所存ナルモ佛國不應諾ノ場合ニハ之ヲ強行スルコ  
 トニ廟議ノ決定ヲ見タリ  
 現存日米密件ニモ「米ヲ別我スル公認大任」  
 ニ右措置ニ出テントスルハ帝國自存自衛上絶対必要トナリ來レル佛

七、一四

外務省

6 1.7.0.0-14 174

寫

印南部ヲ防衛スルタメニシテ佛印南部ヲ基地トシテ更ニ南方ニ進  
 マントスル次第ニ非ルコト勿論ナリ即チ英領各地蘭印及比律賓等

最近ノ態度ハ佛印及「タイ」ニ於ケル我方ノ必需物資獲得ノ重要  
 性ヲ愈大ナラシメ之カ確實ナル取得ハ帝國ノ死活問題タルニ至レ  
 ルニ英ノ反日的工作ハ愈々露骨トナリ蔣介石トノ軍事的結合ヲ強  
 化「タイ」國ヲ壓迫スル外佛印南部ニ於テモ華僑及「ド、ゴール」  
 派ヲ使喚シ佛印南部ニ於ケル我國ノ地位ヲ危殆ニ陥ラシメ次第ニ  
 ヨリテハ「シリヤ」ノ如キ事態ヲ惹起セントスル傾向觀取セラ  
 ルニ至レリ況ヤ南方ニ於ケル英米蘭ノ合作ニ加ヘテ最近ハ米空軍  
 對支積極的進出若ハ英支同盟ノ如キコト傳ヘラレ英米蘭支ニ依ル

外務省

6 1.7.0.0-14 175

我國包圍ノ態勢益々強化サレ將來蘇聯トモ結ヒツキテ對日攻勢ニ出ツル可能性スラアリ斯様ノ事態ニ備フルタメニモ本措置ハ實ニ帝國ノ自衛上之以上ノ遷延ヲ許ササル次第ナリ

三右ハ貴大使限リノ御含ミ迄ニ申進ス本措置ニ關聯シ英米特ニ米側トノ摩擦ハ出來得ル限リ避ケタキ意嚮ナルノミナラス該措置ニヨリ佛印南部ヲ近接地方ニ對スル武力進出ノ基點ナラシムルカ如キ意ナキノミナラス帝國政府トシテカカル措置ヲ此際講シ置クコトカ臆テ帝國ノ佛印ノ領土權保證ノ實ヲ確保シ且却テ蘭印、英領「マレー」方面ト衝突ヲ豫防スル所以ナリト信スル次第ナリ  
萬一英側ヨリ本件ニ關シ質問アル際ハ本措置ヲ必要トセル前記客觀

外務省

的事情ヲ貴大使推測トシテ述ヘラレ且「帝國政府ヨリハ何等報道ナキモ貴大使限リノ推定トシテハ有リ得ルコトナリ但シ右様ノコトアリトモ帝國政府カ佛印ノ領土主權ハ飽迄之ヲ尊重シ其ノ内政ニ關與セサルヘキハ帝國從來ノ態度ニ鑑ミ確言シ得ル所ナリ」ト應酬シ置カレタク追テ武力行使及ヒ其ノ時日決定ノ場合トモナラハ英側ニ東京又ハ貴地ニ於テ正式申入レノ要アルニ至ルヘキヤニモ考ヘ居レリ其ノ際ハ別ニ申入レノ「テキスト」電報スヘシ

外務省



秘

佛印進駐に伴ふ南方宣傳方針案

(調五昭十六七十四)

一、南方宣傳機構は内外とも凡て外務省に於て一元化し軍部及情報局と緊密なる聯絡を執るものとす、右機構整備せざる間は内外の現行機關を以て之に當るものとす。

二、宣傳上當面の目標は佛印に於ける行政及經濟機構に急激なる衝動を與へず我方の電撃的施策を容易ならしむると共に和戰何れの場合に於ても特殊の事態に立至らざる限り佛印當局を對日友好協力に誘導し且他の南方諸地域殊に泰國の對日理解及依存觀念を促進することと在り

三、宣傳の主たる對象は佛印及泰國に在り、右兩國は南方諸地域の一環を爲すものなること及重慶英米蘭の對日反感宣傳が愈々激化することを覺悟し佛印進駐に關する宣傳は南方諸地域全體は勿論全世界を相手として展開すべしものなることに留意す

外務省

四、佛印進駐に當りてはその目的を中外に闡明（反極軸國の對日包圍攻勢に對する防衛なる點を強調す）すると共に佛印が帝國の東亞新秩序建設に協力する限りその領土は尊重せらるべきことを明かにし佛印當局の迷妄を覺して對日協力に誘導し又華僑及土人の對日依存觀念を助長する如く留意するも特殊の事態に立至らざる限り土人の反佛獨立蜂起を促す如き報道宣傳を戒しむ。

五、一般宣傳の主たる内容は大東亞運命共同體の觀念を骨子とし東亞共同防衛、英米金權主義打倒、被壓迫民族解放、反共主義を強調するものとし帝國の國際不信に對する重慶及敵性國家の誹謗を封殺すると共に之等諸國の謀略宣傳その他の攻撃的宣傳に對しては強烈に之を迫撃するものとす。但し佛印進駐に引續き南方強力進出乃至泰國との軍事的結合の促進を強調する如き言論は之を慎しむものとす。

六、ビルマ、馬來、印度、南印度洋諸洲現地に於ける宣傳工作は不可

外務省

REEL No. A-1077

アジア歴史資料センター

能となるべきことを覺悟し中央に於ては勿論なるも殊に佛印及泰  
 國よりの之等諸地域に對する宣傳を強化し殊に南印に對してはそ  
 の石油資源の確保の爲又濠洲に對してはその英國よりの獨立を誘  
 導するが如き謀略宣傳を強化す。

セソ聯に對しては帝國の關心が南方にあるが如く宣傳に努む。

八對米宣傳には對南進宣傳強化策の一として帝國の世界觀乃至世界  
 政策を強調するものとし又對中南米宣傳は彼等の北米よりの離反  
 促進の爲民族主義的宣傳に重點を置くものとす。

九右以外の點に付ては「對外情報宣傳工作大綱」(昭和十六年一月  
 制定)に據る。

七右に關する緊急所要處置左の通

A、中央關係

(1)對南方外政機構再編成とも配合せ現地情報宣傳機構の擴充(一  
 獨託等の採用及派遣を含む)を準備す

外務省

(1)國內新聞を内面指導し英米側の對日攻勢方陣の完成及其の  
 脅威を高調せしめ極力國內啓蒙を行ふと同時に國民の南進決  
 意を促す

(2)我方對南方放送その他宣傳陣營の強化再編成を爲す

(3)對南方宣傳用各種資料を整備す

B、現地關係

(1)佛印及泰國の放送局及新聞等の接收乃至指導の強化を計る

(2)進駐區域に於ける獨伊僑又はA・P・U・P等外國新聞通信  
 員の取扱振を考究し置くも大體英米系の者は同地域より排斥  
 す

外務省

以上

外機密

電信課長

大臣

次官

東南亞

歐洲

通商

條約

情報

文書

調查

儀典

文書

會計

秘書官

昭和16 二〇三五一 (暗) ヴイシー 七月十五日發  
本省 十五日發着

松岡外務大臣

第三六六號ノ一 至急・館長符號扱

往電第三六三號ニ關シ

十四日「タルラン」副總理ヲ往訪本日ハ本國政府ヨリノ重大ナル訓令ニ基キ申入ルル次第ナリト前提シ最近極東ニ於ケル英米ノ我ニ對スル包圍陣ハ多分ニ英米蘭支共同ノ軍事的色彩ヲ帶ブルニ至リ事態緊迫ヲ告ケツツアリ日本政府ニ於テハ之カ對策熟考ノ結果佛印ニ確乎タル軍事的地歩ヲ築クノ緊要ナルヲ認メ今回佛國ニ對シ日本軍ノ南部佛印ヘノ進駐及基地獲得ヲ要スルコトトナリタル

松岡外務大臣

外務省

S 1,7,0,0-14 182

2

次第ナリトテ往電第三六四號ノ書物ヲ手交シ我方トシテハ右軍事的措置ヲ容易ナラシムル爲佛印ト協同防衛ノ地位ニ立ツコトヲ欲スルモノナルカ茲ニ充分御了解アリタキコトハ我方トシテハ今回ノ措置ヲ以テ難ニ我方ノ保障シタル佛印ノ領土主權尊重ノ方針ニハ何等變更ヲ來ササルモノト思考シ居リ從テ佛側ノ完全ナル同意ノ下ニ之ヲ實行シタキ所存ニシテ勿論日本トシテハ從來ノ日佛間諸協定ノ精神ヲ何所迄モ維持尊重シ行キタキ決心ナリト説明シタルニ

(續ク)

外務省

S 1,7,0,0-14 183

REEL No. A-1077



外機密

電信課長

大臣

次官

南洋 東亞 歐亞 米洲 通商 條約 情報 文報 調查 儀典 文書 會計 秘書官

寫送先

昭和16 二〇三三六 (暗) ヴイシー 七月十五日前發

本省 十五日發着

松岡外務大臣

加藤大使

第三六六號ノ二(至急、館長符號扱)

「ダ」ハ前掲書物ヲ一讀ノ上右ハ甚タ重大ナル御提案ナルカ佛側ハ日本ニ對シ一方的ニ讓ルノミニシテ何等得ル所ナシ又斯カル提案ヲ休戰條約下ノ特殊ノ地位ニ在ル佛國カ受諾セハ英米等ヨリモ種々要求起ルヘク結局佛印ノミナラス他ノ植民地ヲモ新ニ混亂ノ危險ニ晒スコトトナルヘク自分等カ困難ナル事態ノ下ニ佛帝國ヲ一切ノ紛争ヨリ避ケントスル建前カ崩レル譯ニシテ自分ハ獨逸ニ對シテモ此ノ建前丈ハ堅持シ來リタルモノナリ右提案ハ直ニ「ベタン」元帥ニ報

外務省

S 1.7.0.0-14 184

2

告スヘキモ元帥ハ到底受諾セサルヘシト述ヘタルヲ以テ本使ヨリ佛側カ一方的ニ讓ルノミナリト言ハルルモ今回ノ措置ニ依リテ寧ロ佛印ノ保全カ可能トナル譯ナリ又英米カ干涉スヘシトセラルル(モ?)例ヘハ「マルチニツク」又ハ「タイチ」ハ佛印トハ全ク狀況ヲ異ニシ居リ特ニ佛印ニハ英米側ニ對スル同情者モ多數アリ之等カ佛本國ヨリノ離脱ヲ計ルカ如キ危險モアリ日本トシテハ佛印カ佛熱帶阿弗利加植民地及「シリヤ」ノ如キ事態ニ立至ルコトハ到底黙過シ得サル所ナリト述ヘタル上(續ク)

外務省

S 1.7.0.0-14 185

REEL No. A-1077

電信課長

大臣

次官

東亞 歐亞 米洲 通商 條約 情報 文書 調查 人事 儀典 文書 會計 祕書官

寫送先

外機密

昭和16 二〇三三八 (暗) ヴイシー 七月十五日前發 十五日後着

松岡外務大臣

加藤大使

第三六六號ノ云(至急、館長符號扱)

實ハ日本政府ニ於テハ佛側ノ困難ナル事情ハ充分承知シ居リ殊ニ  
曩ニ佛國トノ協定締結ニ奮リ屢讓歩ヲ求メタルコトニモアリ又モ  
ヤ新ナル要求ヲ出スハ最モ好マサル所ナルカ前記緊迫ノ情勢ニ鑑  
ミ已ムヲ得ス決意シタル次第ナルヲ以テ佛側ニ於テモ本件ニ對シ  
慎重考慮ヲ加ヘラレタル上受諾ノ回答ヲ與ヘラレ度シ日本側トシ  
テハ今回ノ軍事的措置ニ對スル準備ハ既ニ完了シ居ル様承知シ居  
リ又現下ノ情勢ニ於テハ我方トシテハ如何ナル困難ヲ排シテモ之

外務省

S. 1,7.0.0-14 186

2

ヲ決行スル決意ヲ有スルモノニシテ殊ニ事態急迫シ居ルニ付來ル  
十九日土曜迄ニ御回答ヲ得タント申入レ更ニ申添ヘタキハ日本側  
トシテハ佛側ト協定ニ違シタル場合佛印ニ對シ充分軍事的便宜ヲ  
與フル用意アリ又本件カ英米側ニ洩ルレハ必スヤ邪魔ヲ入ルヘキ  
ヲ以テ機密保持亦嚴重注意アリタク本件申出ラ當地ニ提出シタル  
所以モ一ニハ此ノ點ニアルモノナリト述ヘタルニ「ダurlラン」ハ  
委曲了承シ成ルヘク速ニ御返事スヘシト答ヘリ  
尙「ダurlラン」トモ打合セノ上明日中ニモ「ベタン」ニ面會更ニ  
申入ヲ爲スト共ニ近衛大臣ノ「メツセイヂ」ヲ手交スル豫定ナリ  
獨ヘ轉電セリ

外務省

S. 1,7.0.0-14 187

REEL No. A-1077



外機密

電信課長

大臣

次官

東南洋  
東亞  
歐亞  
米洲

通商  
條約  
情報  
文書  
調查  
儀典  
文書  
會計  
秘書官

寫送先

昭和16 二〇三四〇 (暗)

ウイシー 七月十五日前發

本 省 十五日後着

松岡外務大臣

第三六七號 (至急) 館長符號扱

往電第三六六號ニ關シ

今日ノ會談ニ際シテハ佛側ノ面目ヲモ考慮シ先方カ受諾セサル場  
合ノ我方決意ニ關シテハ具體的ニ之ヲ指示スルヲ差控ヘ置キタル  
處時日モ切迫シ居ルコトニモアリ之ヲ早日ニ明示スルコト先方ヲ  
決意セシムル上必要ト存セラルルニ付一兩日中ニ更ニ面會ヲ求メ  
此ノ點ヲ明示致度キ所存ナリ爲念

顧問 松岡外務大臣

外務省

6 1.7.0.0-14 188

電信課長

主任

昭和十六年七月十五日起草

15 21 記帳簿

主管

南洋局長

主任

加藤大使

發

松岡大臣

電送第 26458 號

昭和十六年七月十五日 午後七時三十分發

宛 在佛  
加藤大使  
對佛申入ノ件

配録件名

極秘 (館長符號扱)

キ

往電第二七三三号ニ関シ

申入レ済ノ際ハ大至急其ノ旨電報アリタシ

分類

電信案

外務省

1.7.0.0-14 189

REEL No. A-1077

0109

電信案

外務省

佛ニ轉電アリ度シ

本電訓令トシテ伊ニ轉電アリ度シ

申入ラレ度シ

ルハ勿論側面ヨリ我方ヲ援助シ我方要求受諾方佛側ヲ説得スル様

我方要求ノ拒絶乃至緩和等取ナシ方頼込ミ來ル場合ニハ之ヲ斥ク

所以ナルニ付テハ交渉ノ過程ニ於テ佛政府ヨリ責任國政府ニ對シ

日本標準規格B5) S 1.7.0.0-14 191

大臣 沙官

主任第二課長

昭和十六年七月十四日起草

電送第 26400 號

6年7月5日 時 分 發

南洋局長

發電係

記帳簿 15 39

在佛大使ヨリ轉電セル通り愈々堅キ決意ヲ以テ佛國政府ト交渉ヲ

開始シタルトコロ右ハ我方南進ノ第一歩ナルトモニ英米ニ對ス

ル重大ナル牽制手段ニシテ三國條約ノ趣旨ニ依リ獨伊ニ協力スル

第六四六 號 松本 局長 署名

對獨伊通報案

在 大 獨 島 大 使

發 松 岡 大 臣

記録件名

電 信 案

外 務 省

日本標準規格B5) S 1.7.0.0-14 190

南洋局長

寫

外務省

引居名目  
上

陸軍  
海軍  
海軍  
海軍  
(分類)

主管 南洋局長 主任 第二課長 昭和十六年七月十五日 日起草 記帳済	電送第 號	南洋局長
	昭和十六年七月十五日	主任 第二課長
件名	宛	發
在西貢在留民引揚ニ關スル件	在河内 林 總領事 在西貢 養田 總領事	松岡 大 臣
合第一五二八號	記録件名	
帝國政府ハ最近ノ緊迫セル國際情勢ニ對シテ東亞共榮圈確立ニ邁進センガ爲佛印兩部ニ軍事基地ヲ獲得シ皇軍ヲ進駐セシムルコトニ廟議決定シ十月五日「ワシントン」政府ニ其ノ旨申入シタルガ右ハ		

電信課長  
發電係

日本標準規格Bの  
S 1.7.0.0-14 193

南洋局長

寫

外務省

引居名目  
上

陸軍  
海軍  
海軍  
海軍  
(分類)

主管 南洋局長 主任 第二課長 昭和十六年七月十五日 日起草 記帳済	電送第 26526 號	南洋局長
	昭和十六年七月十五日	主任 第二課長
件名	宛	發
在西貢在留民引揚ニ關スル件	在河内 林 總領事 在西貢 養田 總領事	松岡 大 臣
合第一五二八號	記録件名	
帝國政府ハ最近ノ緊迫セル國際情勢ニ對シテ東亞共榮圈確立ニ邁進センガ爲佛印兩部ニ軍事基地ヲ獲得シ皇軍ヲ進駐セシムルコトニ廟議決定シ十月五日「ワシントン」政府ニ其ノ旨申入シタルガ右ハ		

電信課長  
發電係

日本標準規格Bの  
S 1.7.0.0-14 192

英米ノ妨害アルトモ之ヲ排除シテ實現セントスル帝國政府ノ圖キ決  
 意ノ下ニナサレタル決定ニシテ佛政府及佛印當局ノ反對アル場合ニ  
 於テモ之ヲ強行セントスルモノナリ  
 右申入ニ對スル諾否ノ回答ハ日本時間二十日中ニ之ヲ取りツクル機  
 目下交渉中ナルモ帝國トシテハ進駐ガ平和的ナルト武力的ナルトニ  
 拘ハラズ在爾民ハ一應高雄迄引揚グル方針ナルニ付貴官ハ右御含  
 ノ上左記ヲ準備シオカレタシ

電信案

外務省

(日本標準規格B5) S 1.7.0.0-14 194

甲・西貢(舊管轄區域ニ依ル)  
 一、引揚船隻(命令ニ非ザルモ全員引揚ゲシムルコト)ハ二十一日  
 之ヲ發シ二十三日迄ニ乗船ヲ了シ二十四日未明出帆ノコト但シ  
 本項ハ進ツテ電報スル迄絕對外部ニ洩レザル様注意アリタシ  
 一、引揚者收容ノ爲大阪商船干珠丸(七月十八日西貢發ノ予定)ヲ  
 實地ニ特選セシム、本件ニ就テハ逕信省ト打合せズ

電信案

外務省

(日本標準規格B5) S 1.7.0.0-14 195



電 信 案	外 務 省	一、貴官及其ノ他ノ館員ノ行動ニ付テハ更ニ電報スベシ
		乙、河内(舊管轄區域ニ依ル)
		原則トシテ引揚ゲテ行ハザルモ、順化等遠隔ノ地ニ在ル者ハ河内
		ニ引揚ゲレムルコト
		丙、西貢ニハ別便ニテ托送スミ

(日本標準規格B5) S 1.7.0.0-14 197

電 信 案	外 務 省	全船出帆延期ノ理由ニ付テハ荷役ノ遅延等適當理由ヲ附シ後方
		全圖ヲ佛備ニ感得セザル様注意アリタシ
		一、御眞影ハ館員ヲシテ奉觀セシメ高雄着ノ上ハ州廳へ保管方依頼
		ノコト、右館員ハ高雄ニテ命令アル迄待機セシムルコト
		一、電信暗號ハ絕對必要ノモノノミ種シ他ハ燒棄ノコト、燒棄目錄
		ハ前ニ電報ノコト
		一、電信文書並ニ機密文書ニ就テハ前項全條

(日本標準規格B5) S 1.7.0.0-14 196

REEL No. A-1077



(分類)

電 信 案	河内及西貢宛本十六日別電ノ通電報シ置キタルニ付委細右ニテ御	貴電第一〇六號ニ關シ	南洋局長ヨリ	暗	電送第	號	主管
				年	月	日	時
外 務 省	第一七號命令第一五八号	第一〇六號ニ關シ	南洋局長ヨリ	件	名	宛	台 灣 蜂 谷 外 事 部 長
				佛印進駐通報、居留民引揚ニ對スル便宜供與方依頼ノ件	發	松 岡 大 臣	
				第一六六號			昭和十六年七月十五日起草

(日本標準規格B5)

S 1.7.0.0-14

199

(分類)

電 信 案	大阪高航ヨリ今道支店長へ在通	十八日出帆予定ノ干珠丸ハ本社ノ命令アル迄出帆ヲ延期セシメラセシ	暗	電送第	26482	號	主管
			年	月	日	時	分
外 務 省	イマミヤ	第一五八號	件	名	宛	西貢、 女表田總領事	
			干珠丸西貢々帆延期方	發	松 岡 大 臣		
			第一五八號				昭和十六年七月十五日起草

(日本標準規格B5)

S 1.7.0.0-14

198

15 116

11

承知相成度尙西貢ヨリノ引揚民高雄着ノ際御眞影奉安其ノ他ニ關シ  
然ルベク便宜供與方御配慮相煩度

電信案

外務省

(H 本標準規格 B5) S 1,7.0.0-14 200

REEL No. A-1077





外機密

昭和16 二〇五〇九 (暗) ヴイシ 七月十六日前發 十六日夜着 本省

松岡外務大臣 加藤大使

第三七〇號 館長符號扱 (至急) 往電第三六六號ニ關シ

電信寫

陸軍 海軍 陸軍 海軍 陸軍 海軍

十五日「ベタン」元帥ニ面會近衛總理ノ「メツセージ」ヲ傳達シタル上昨日「ダルラン」副總理ニ申入レタル日本政府ノ提議ニ付テハ既ニ御承知ノコトト存セラルル處右ハ日本カ英米其ノ他諸國ノ包圍下ニアリ緊迫ノ情勢已ムナキニ出テタル措置ナレトモ同時ニ佛印ノ主權尊重ハ何處迄モ之ヲ嚴守スル意固ナリト説明シタルニ元帥ハ「メツセージ」ヲ一讀ノ上本問題ニ關シテハ今朝「ダ」

ヨリ報告ヲ受ケタルモ事重大ニシテ目下政府ニ於テ慎重審議中ナリ近衛總理ノ理解アル(態度)ノ表示ハ自分ノ多トヌル所ナリ又「メツセージ」中ニモ言及シアル佛印ノ主權尊重ノ點コソハ本問題解決ノ出發點タルヘシト信ス自分ハ先年 天皇陛下御外遊中聯地ヲ親シク御案内申上ケタルコトアリ其ノ後度々陛下カ當時ノ御記憶ヲ御話遊サルルコトヲ傳聞シ恐懼シ居ル次第ニシテ日本ニ對シテハ多年深キ友誼ノ念ヲ懷キ居ル者ナリ近時佛印ヲ繞リ日本トノ間ニ種々困難ナル問題起リ居ルモ自分ハ常ニ兩國ノ友好關係ヲ保持セントノ念慮ヨリ善處シ來リタル者ナルカ今回モ此ノ見地ヨリ何等カ適當ナル解決ノ途ヲ發見スル要アリト信テ日本側ニ於テモ佛國カ現ニ國土ノ大半ヲ占領サン居ルカ爲國民ノ感情ハ甚シ

長



外機密

電信寫

ク低調過敏トナリ居ル實情ニ付御留意アリ度次々ニ困難ナル問題  
 國民ノ前ニ提供スルコトハ政府トシテ絶對ニ避ケサルヘカラサ  
 ルコトヲモ御了解アリタシ自分ハ日本カ佛國現下ノ弱身ニ突込ム  
 如キコトナキヲ信スト述ヘタルニ付本使ハ夫レ等ノコトハ日本側  
 ニ於テ充分承知シ居ル上ニ今回ノ提議ヲ爲スニ當リテモ佛國政府  
 ト完全ナル協議ノ下ニ本件措置ヲ實施シタシトノ特ニ強キ希望ヲ  
 有シ居ル次第ハ昨日「ダ」副總理ニモ申述ヘタル次第ナリト答ヘ  
 置キタリ尙元帥ハ近衛首相ノ「メツセージ」ニ對シテハ佛國トモ  
 協議ノ上今期中ニモ回答ヲ發シタキ心算ナリト述ヘ居リタリ  
 獨ヘ轉電セリ

S 1,7,0,0-14 205

外機密

電信寫

陸軍 海軍 陸軍 海軍 陸軍 海軍

昭和16 二〇六四〇 一階一  
 本 省 七月十六日 夜着  
 松岡外務大臣宛  
 第三七五號(大主急)館長付號故  
 往電第三七〇號ニ由シ  
 本十六日「ダurlan」ト面會不可能ナリシ爲明十七日午前會見方  
 交渉中  
 獨ヘ轉電セリ

加藤大使

S 1,7,0,0-14 206



外機密

電信寫  
丸

昭和16 二〇五〇二 暗 西頁 七月十六日 後發  
本省 十六日夜着

豊田總領事

松岡外務大臣

第二五二號(館長付郵抜) (大至急)

貴電台第一三六六號ニ關シ

御眞影ヲ一時河内總領事館ニ移シ奉リタテ館員一名捧持ノ爲大至

急河内ニ出張セシメタキニ付右御承認ノ上十七日朝迄ニ御回電ヲ

請メ(了)

訓令シオキルモ貴官ノ裁量ニ任ス

許リノ意ニテ出ス(ト)

S 17.0.0-14 207

REEL No. A-1077

アジア歴史資料センター

外機密

昭和18 二〇五九八 (暗) 華府 七月十六日/後發  
本省 十七日夜着

松岡外務大臣

野村大使

米

第五二〇號 (極秘) 館長符號扱  
十五日夜「ハミルトン」<sup>ロンドン</sup>「パロントイン」同伴來訪シ保養中ノ長  
官ノ命ニ依ルト前提シ今ヤ太平洋ノ平和維持ヲ中心トシテ會談進  
行中ナルカ昨今頻リニ日本カ佛印ニ海軍及空軍根據地ヲ設クル旨  
ノ情報アリ其ノ真相承リタシト云フヲ以テ本使モ亦新聞報道ニ依  
リ承知スル丈ナルカ英米ノ重慶援助強化、英米蘭印ノ協力及米蘇  
・協力等ニ依リ日本ハ漸次包圍セラレツツアル状態ニ在リテ此ノ  
際右ノ如キ噂アリトテ本使ハ何等驚カス現ニ米國ハ「アイステン

電信寫

ド」ヲ占據シ又「ダカール」「アゾール」島ニ手ヲ附ケル等ノ噂  
アルニ比較スレハ日本カ假リニ噂通り實行シテモ不思議ニアラス  
併シ政府ニ尋ネタル上何分ノ御答スヘシト返答シ置キタリ次キニ  
米國カ參戰シタル場合日本カ米國ト戰フヘキ獨伊ト同盟條約以外  
ニ特約アリヤト問フヲ以テ夫レハナカルヘシト思フカ同盟條約第  
三條ノ義務發生ス義務ノ詳細ハ東京ニ問フ必要認メス條約ニ書カ  
レタル通りナリ「ハル」長官ニ對シテモ日本政府ハ米國カ將來行  
ハルル所ハ一切自衛ナリト豫メ認定シ難ク個々ノ場合ヲ吟味スル  
外サント申セシコトアリ元來米國ハ國防上最モ安全ニシテ他國ヨ  
リ攻撃ノ惧ナシ而シテ(脱?)山田トハ別懇ノ間柄(脱?)墨國  
ハ滿洲國ノ如ク「パナマ」以北ハ勿論以南モ漸次米國ノ勢力圍ト

1.7.0.0-14

209

1.7.0.0-14

208

外機密

ナリ國防上ノ安全ハ日本ト同日ニ論シ難シト語り何時カ「ハル」  
長官ト話セシコトアリタル處同人ハ「ハル」長官ノ論旨ヲ述ヘ居  
リタリ（了）

電信寫

S 1.7.0.0-14 210

外機密

昭和16 五四九六〇 暗  
廣東 七月十六日 後發  
本省 十六日夜着

松岡外務大臣

高津總領事

第二六四號 館長符號扱

往電第二五五號ニ關シ

佛印進駐部隊ハ明十八日當地發途中海南島ニ立寄り約二週間後西

貢ニ到着ノ豫定（了）

電信寫

S 1.7.0.0-14

211

外機密

大官

(分類)

電 信 案	日本件交渉ハ敵性國家ノ妨害ヲ避クルタメ時間ノ余裕ヲ置クコト	及皇軍進駐ノタメ「ビシー」ニ於テ佛政府ト交渉ヲ開始シタルトコ	今般帝國政府ハ共同防衛ノ名目ニテ南部佛印ニ於テ軍事基地ノ設立	晴	電送第 26635 號	主管
					本路 昭和 16 年 7 月 16 日 午後 7 時 分發	南洋局長
外 務 省	第一七六 號	件 名	宛	在 河 内 林 總 領 事 宛	發	主任 第二課長
						記録件名

(日本標準規格Bの)

S 17.0.0-14

213

電信課長

發電係

16 105

外務省

七月十六日松岡外務大臣宛在佛加爾大使發電報  
 第三七五號  
 往電第三七〇號ニ關シ  
 本十六日「タルラン」ト面會不可能ナリシ爲明十七日午前會見方交  
 涉中  
 獨ハ轉電セリ

(日本標準規格Bの)

S 17.0.0-14

212



ク大体二十日頃迄ニ終ラントスルノ意向ナリ、本件ハナルベク平和  
裡ニ行フ所存ナルモ佛側ガ應セザル場合ニ於テモ英米ノ妨害アル場  
合ニ於テモ是ヲ強行セントスルモノナリ

蓋シ最近英佛關係ノ惡化トドモニ吾國重要物資獲得ノ要地トナレル  
佛印南部ノ事態不安トナリ一步ヲ誤マラバ第二ノ「シリヤ」トナル  
虞アル一方英米蘭支ノ對日包圍陣ノ強化ニ<sup>起</sup>因スル事態ハ帝國ノ自  
存自衛上最早猶餘シ難キ迄ニ切迫セリ今回ノ措置ハ右事態ニ對スル

電信案

外務省

(日本標準規格B5) S 1,7,0,0-14 214

豫防的手段ニシテ佛印ヲ占領シ若ハ其ノ主權ヲ侵害シ佛印ノ行政ニ  
干渉シ又ハ佛印ニ關スル佛國トノ條約ヲ侵犯セントスルモノニ非ズ  
唯佛本國ノ現狀ニ於テ吾國ノ重大權益ヲ有スル佛印ヲ敵性國家若ハ  
敵性分子ノ攻撃乃至策動ニ對シ防衛シ得サル立場ナルニ鑑ミ帝國ハ佛  
ト共同シ若ハ要スレバ單獨ニテ是ヲ防衛セントスルニ過ギズ  
就テハ貴官ハ軍側ト密接ナル連絡ヲ取り本件交渉ヲ側面ヨリ援助ス  
ルトトモニ事態險惡ナル場合ニ於ケル居留民ノ保護等ニツキ手配ア

電信案

外務省

(日本標準規格B5) S 1,7,0,0-14 215

REEL No. A-1077

アジア歴史資料センター



次官也  
 松本使  
 陸海軍  
 下三〇一四  
 (分類)

電 信 案	太平洋ノ情勢ニ鑑ミ帝國政府ハ愈々「グイ 松致シ佛印南部ノ情勢及日本ヲ繞ル西南 十五日午後大橋次官ハ独、伊西大使ヲ個別ニ	電送第 26615 號 昭和十六年 月 日 時 分 發 宛 独 大島右使 独 伊西大使會談ノ件 第六五五 號 記録件名 松 三 七 臣	主管 南洋局長 主任 第二課長 先 昭和十六年七月十六日起草
		電信課長 發電係	發 松 三 七 臣

日本標準規格Bの 1.7.0.0-14 217

REEL No. A-1077

電 信 案  
 二個ノ  
 こい政府ニ対シ佛印南部ニ於ケル海軍基地及  
 教何ノ空軍基地獲得立ニ皇軍進駐ノ件ヲ  
 共同防衛ノ名目ヲ以テ要求スニト、ナリ又敵性  
 国家ノ策動ヲ防止スル為時日ニ余裕ヲ與ハズ  
 二十日頃迄ニ本交渉ヲ終了シテキ意御向ナリ其ノ  
 際佛印が假ニ應諾セザル場合ニ於テモ將又  
 英米が妨害スル場合ニ於テモ之ヲ強行スル  
 外 務 省

(日本標準規格B5) S 1,7,0,0-14 218

電 信 案  
 外 務 省  
 方針ナルが之が佛印ヲ在領シ差シハ主權ヲ侵  
 犯シ或ハ佛印ニ属スル條約ヲ犯ス意圖ヲ有セ  
 本件ハ独側ノ久シク待望ニアリシ我方ノ南進  
 政策ノ才一歩ナル慶現下ノ独佛ノ緊密ナル関  
 係ニモ鑑ミ成ルバク手私裡ニ其ノ目的ヲ達成シ  
 之キニ伴佛側ニ対シ我方要求ヲ受諾スル様勸  
 告アリ之ト述ハ置キタルが其ノ際兩大使ハ其ノ

(日本標準規格B5) S 1,7,0,0-14 219



電信案

外務省

旨直ニ本國政府ニ報告スベシト答へ引取りタリ  
独ヨリ佛ニ特電アリタリ

(日本標準規格B5)

6 2,7,0.0-14 220

REEL No. A-1077

0120

アジア歴史資料センター

大臣了

次官也

至急

儀典課長

文書課長

會計課長

(分類)

電 信 案	印南 部 二 軍 事 基 地 ヲ 獲 得 シ 自 軍 ヲ 進	慶 上 東 亞 共 榮 圈 確 立 ニ 邁 進 セ ン ガ ル 佛	帝 国 政 府 ハ 最 近 ノ 緊 迫 セ ル 国 際 情 勢 力 ニ 対	電 送 第 26634 號	主 管 南 洋 局 長 齋 藤
				昭和16年7月16日午後1時	主任 第三課長 杉本
外 務 省				件 名 在 而 多 在 為 民 引 揚 ニ 係 ル 件	發 件 名 松 岡 大 臣
				件 名 在 而 多 在 為 民 引 揚 ニ 係 ル 件	發 件 名 松 岡 大 臣

電信課長

發電係

16-4

昭和16年7月16日起草

(日本標準規格B5)

S 1.7.0.0-14

221

REEL No. A-1077

アジア歴史資料センター